

## 差異の平等

— センによるロールズ正義理論批判の射程 —

後藤 玲子

センの「正義への状態比較アプローチ」には、一方で、「厚生主義」の語に集約される、従来の経済学モデルの方法的革新の契機が含まれ、他方で、ロールズの政治的リベラリズムにおける平等思想の射程を拡張するヒントが含まれている。本稿は、そこに含意された方法的・理論的含意を明らかにし、それをセンの社会的選択理論と「潜在能力アプローチ」と結びつけることにより、ロールズの正義論の再定式化を試みる。具体的には、ロールズが原初状態に課した認識的・情報の条件を満たしながら、不利性をもつ人々により多くの重みを与える非対称的な決定手続きの定式化の可能性を探る。これは、スミスのいう「不偏的観察者」に象徴された認識的・倫理的条件を共通了解としながら参加する意思決定プロセスに他ならない。以上を通じて、本稿は「差異の平等」に関するセンのアイデアを普遍的で一般的な平等思想に組み込み、福祉国家制度を再構築する理論的道具を提示する。

JEL Classification Codes: B5, B4

### 1. Introduction

近年の名著『正義のアイデア』の冒頭で、アマルティア・センは次のように述べている。「修復できるはずの不正義を特定することは、正義と不正義に関するわれわれの感覚を先鋭化するばかりでない。それは正義理論の主題でもある、ということを書きで私は述べようと思う」(Sen, 2009, vii)。

これまでもセンは、理想的な正義の制度構築よりも明白な不正義にこそ関心を向けるべきことを主張し、ジョン・ロールズに代表される現代正義理論を批判してきた。だが、引用箇所の興味深い点は、不正義の特定化に基づく新たな正義「理論」の構築可能性を積極的に示唆している点である。もっとも、そう解釈することには慎重でなければならないだろう。この本の第一の主題は、正義のアイデアの理論化に際して陥り易い難点を指摘することであり、代替的な理論の構築へと急ぐことではないのだから。

とはいえ、不正義に焦点を当てた新たな正義理論の方法的枠組みを探ることには意味があるはずである。なぜなら、それは、差異の平等の観点を、普遍的で一般的な平等思想に組み込み、福祉国家制度を再構築する道具を示すもので

もあるからである。本稿の目的は、ロールズに代表される現代正義理論に対するアマルティア・センの批判的論拠を厚生経済学の文脈で再解釈し、歴史的・経験的な不正義に対処しうる正義「理論」の構築可能性を探ることにある。以下に問題関心を簡単に述べよう。

正義理論の構築にあたって、ロールズが依拠した方法は、E. カントや J. J. ルソーの方法を批判的に継承した「政治的構成主義」である (Rawls, 1980)。その特徴は、理想的な制度と対応する理想的人格を定義し、各々の妥当性を両者の関係性に求めた点にある。両者はいずれも他を演繹することはできないものの、互いを整合的に関係づけることによって、各々の妥当性が確認される<sup>1)</sup>。ロールズはその含意を次のように述べている。

ルソーの『社会契約論』の書き出しを私はこう解釈する。ここで「あるがままの人」という語は人の道徳的・心理的性質とある政治的社会的制度の枠組みにおけるその働きを意味している。「ありえる法」という言葉は、ありうべき法を意味している。理にかなった正しい政治的・社会的制度の枠組みのもとで育つとしたら、人は成人する頃にはこの制度に好感をもつよう

になるだろう、かくして、制度は時代を越えて続くであろうことを私は想定する(Rawls, 1999, p. 7).

センが正しく指摘するように、ロールズのいう「社会契約」とは、その形式において普遍的・一般的で完備に順序づけられた理想的制度を体現するものであって、個人間の実際の契約的関係を指すものではない。そして、ロールズの考える理想的制度は、公正な正義原理のもとで「社会的基本財」を分配する経済制度、ならびに、公正な手続きのもとで「正義原理」を選択する政治制度からなる。一方、理想的人格は、合理性と公正性という2つの権能を備えた自由で平等な道徳的人格とされる。ここで合理性とは「正と正義の感覚能力」を、公正性は「善の観念を決定し、改定し、合理的に追求すること」を意味する。さらに、制度と人格は「社会的基本財」によって媒介される。社会的基本財とは、基本的権利と自由、機会、所得と富、自尊の社会的基盤などの「市民的必要」、換言すれば、「それなくしては、個人を非協力的だと道徳的に非難することができない」ものを意味する(Rawls, 1982, pp. 164-5).

ロールズの道徳的人格の仮定は、それが真であるか否かを判定することは困難であるとしても、少なくともある特定の人々に関してのみ否定することは、簡単にはできかねる仮定である。ただし、この仮定には次のような含意があることを最初に確認しておく。第一に、この仮定は、公正な競争市場で対称的な位置にある個人がそれぞれ自己利益最大化を図る市場モデルとの類比で、個人間の永続する自律的な交換モデルを描くことを可能とする。第二に、その一方で、この仮定は、道徳的人格以外の個人の特徴、あるいは、社会的基本財以外の個人に必要なに関する考察をモデルの外に出すことを促しかねない。そこには後述するように、センが正義理論の主題であるべきとする情報が含まれる。

確かに、「格差原理」を中核とするロールズの「民主的平等(Democratic Equality)」(Rawls, 1971a, p. 65)の構想は、平等思想の歴史においても福祉国家の歴史においても画期的なものだった。それは、「公正な機会の平等」のみなら

ず、社会の中の最も不遇な人々の状態を改善する「結果の平等」に関する影響力をもつものだった。だが、個人間の格差を捉える視座は、本人の社会的基本財の保有における格差に限定されるという点では限界があった。ロールズ正義「理論」の経済学的定式化はこの限界を明示化する。個人間の社会的基本財の保有状況(誰が「最も不遇な個人」か)は、選択対象である社会状態(原理、制度)にもっぱら依存して変化すると見なされる。社会的基本財の保有をどういう指標(本人の効用、所得や富など)でとらえるにしても、個人に関するそれ以外の情報、社会的基本財の保有に関する格差以外の個人間の差異は、それがいかに深刻なものであろうとも顧みられない。まさにセンの批判する「厚生主義」的定式化、すなわち指標の一元化がなされたのである<sup>2)</sup>。

センが提唱する潜在能力アプローチはこの「厚生主義」を越える意図で構想された。それは、経済モデルの方法的枠組みが共通にもつ一元化傾向を克服するとともに、ロールズの正義理論で示された「民主的平等」の構想を越える視座を開く。すなわち、さまざまな行いや在りようからなる存在それ自体において差異のある個人を平等に尊重する可能性を開く。ここではそれを「差異の平等(the equality of the differences)」と呼ぼう。それは、後述するように、ハード・ケース(困難事例)を理論の中心に据えた正義理論の構築の可能性を開くものでもある。この論拠を示すにあたって、はじめに、ロールズの社会的基本財の構想に対するセンの批判を検討したい。批判はまさに潜在能力アプローチの視座に基づいてなされた。

## 2. 平等をめぐるロールズとセンの対立点

センが最初に潜在能力アプローチを提唱したのは、1979年スタンフォード大学のターナー講義、「何の平等か」であった。そこで彼は次のような問いを提出した。ある空間における平等は別の空間における不平等を招く。それが不可避の事実であるとしたら、はたして、われわれはどんな空間における平等に関心を向けたいのだろうか。この問いに対するセン自身の答えが「基本的潜在能力」であった(Sen,

1980).

センによれば、個人の潜在能力は、社会的に移転可能な財やサービスを本人の(社会的には移転不可能な)利用能力で変換して実現される機能(さまざまな行いや在りよう)の集合として定義される。それは、「本人が価値をおく理由のある生」を実際に選ぶことのできる個人の「実質的機會」を表す(Sen, 1999b, p. 10, 18)。ロールズの社会的な基本財の構想に対するセンの批判は、ロールズの書いた論文の次のような引用箇所に向けられた。

私は、個々人は人並みのニーズと心理的許容力をもつことを、したがって、特別なヘルスケアの問題、あるいは精神的疾患をいかに扱うかといった問題は発生しないと仮定する。…正義の理論からわれわれを遠ざけるような困難な問題を導入することは時期尚早である(Rawls, 1975/1999, pp. 255-259 引用ページは 1999 より)。

センが反発したのは、これに続くロールズの次の言葉だった。「これらの困難事例に対する関心は、遠くにある人々の運命に対するわれわれの憐憫や心配をかきたてることにより、われわれの道徳的認識を逸らす恐れがあるからである」。センは次のように反論する。

それはそうかもしれない。しかしこれらの困難事例は確かに存在する。そして、障害や特別の医療ニーズ、身体的・精神的疾患を、道徳的に無関係な事柄として扱うこと、あるいは、それらを間違いを恐れて放置することは、反対の間違いをおかす結果になりかねない。問題は困難事例に限られない。社会的な基本財アプローチは、人間存在の多様性に関心をもちたいように見える」(Sen, 1980/1997, pp. 365-366, 引用ページは 1997 より)。

ロールズの真意は、正義原理をもつ「秩序ある社会」から「標準範囲」から外れた人々を排除することにはなく、第一、第二ステージで正義原理と憲法が制定された後の法と実践のステージで、社会的な基本財をめぐる具体的対立を調

整するという「四段階シークエンス」(Rawls, 1971a, p. 195)を確立することにあつた。このような見通しのもとで、ロールズは次のようにセンの批判に好意的に応答する。

特別な医療や健康上のニーズの問題に対処する際には、基本財とは別の、より包括的な概念が必要となるに違いない。例えば、人々の基本的潜在能力に焦点を当てるセンの指標概念がこの問題に有益であり、基本財の使用に対する重要な補完的概念となるだろう(Rawls, 1982, p. 168)。

しかしながら、その一方で、ロールズは、社会的な基本財の構想に基づく正義理論の枠組みそれ自体を修正する必要があるとは考えていなかった。それは、基本的には、ロールズの関心は「人並み(normal range)」の個人間の平等、すなわち、対立を余儀なくする一方で、理性的な調整が可能であるはずの個人間の秩序を構築することにあつたからである。「相互に平等的なものとされるライバル関係」であればこそ対立が起こると考えた点では、ロールズは社会契約論の真正の後継者であつた<sup>3)</sup>。その仮定のもとにロールズはセンの批判を受入れた。すなわち、

市民の能力は同じではないだろうが、彼らは確かに、少なくとも本質的に最低限、道徳的、知的なそして身体的な能力をもち、それらが生涯にわたって社会のメンバーであることを可能とすると、私は本書を通じて仮定する。…私は、基本的潜在能力が最も重要であること、基本財の利用はこれらの潜在能力についての諸前提に照らして吟味されなくてはならない点に関して、センに同意する(Rawls, 1993, p. 183)。

一方、センは、先の批判をなしてまもなく、自分のロールズ批判が誤解を生むものであつた点を率直に詫びている。そして、「ロールズは問題を先送りするとしたものの、決して問題を無視するとしたわけではない」点を確認している。とはいえ、センは次のような疑問を禁じ得なかつた。

しかし、私は、正義の実質的理論は、もし理論の基本構造を展開させようとするなら、先送りすることができないと信ずることを付記したい。必要に関する差異——「ハード・ケース(困難事例)」はただその極端な例にすぎない——は、広く見られるものであり、ロールズ正義論のような理論において中心的位置を占めるはずのものである(Sen, 1982/1997, p. 366 n28, 引用ページは1997より)。

論点は次のようにまとめられる。はたして、ロールズ正義理論の本質的部分に影響を与えることなく、社会的基財指標を潜在能力指標によって替えることができるのだろうか。結論的には筆者の答えは否である。指標の交替は直接的には情報的基礎の拡張を意味するが、それは、ロールズ正義理論の中心である「公正としての正義」構想を変化させずにはいられないだろう。ロールズの定義によれば、「正義」は人による選択可能性から独立に定義される概念であるのに対し、「公正」は人による選択可能性を本質とする概念である(Rawls, 1971b, 190)。端的に言えば、「公正としての正義」構想の新しさは、本来、選択可能性を含まない概念である正義を、選択可能性を含む概念として定義し直す点にあった。実は、ここにロールズ正義理論を厚生経済学に接近させるヒントもあった。

厚生経済学の歴史において、公正は効率と並ぶもう一つの——効率に比べて人々の関心は低いものの——規範として注目されてきた。ある分配が、他の誰の効用も悪化させることなく、ある個人の効用を改善するとしたら、それは効率的と見なされる。「パレート効率性」と呼ばれるこの定義は、経済学で広く受容されている。それに対して、分配の手続きや結果において生ずる個人間の対立を調整する公正基準に関しては、功利主義、無羨望基準などが定式化されているものの、単一に定まったものはない。ロールズの公正概念は、それらの中の1つとして理解されてきた。

次節以降では、はじめに、厚生経済学における公正概念とロールズのそれとの同質性を論ずる。続いて経済学的な格差原理の定式化が陥る方法的隘路(最も不遇な個人の悲惨な結末を回

避できない)から逃れる方途を検討する。さらに、社会的基財から潜在能力への指標の転換(それによる困難事例の包含)は、「格差原理」の定式化と「原初状態」の定式化の両方において、ロールズ正義理論の核心を変化させるものの、方法的には不可能ではないこと、また、ロールズの背景思想とはむしろ整合的な展開方法であることを論ずる。

### 3. 厚生経済学と「公正としての正義」構想の内的整合性

新厚生経済学の標準的枠組みでは、ロールズの提出した格差原理は、辞書的順序型バークソン・サミュエルソン社会厚生関数として、すなわち個々人の効用関数を含む所与の経済環境下で、最も不遇な人々の効用水準を最大化する関数として定式化される。だが、『正義論』の第Ⅱ部「制度」における下記の引用は、それとは違った定式化の方法を示唆する。

ミルはいみじくもこう言った。常識的準則の地平にとどまるかぎり、正義の格率に関する和解はありえないだろうと。例えば、賃金に関して言えば、努力に応じて、という準則と、貢献に応じてという準則は、字義どおりに解釈すれば対立する。…どれか一つの準則を第一原理の地位に持ち上げることはできる、例えば、各人から能力に応じて、各人へ必要に応じてと(マルクスの『ゴータ綱領』からの引用：著者注)。正義の理論の見地からすると、正義の二原理は正しい高次基準を定義しているといえるだろう(Rawls, 1971a, p. 305)。

例えば、格差原理は「必要準則」(総所得は必要に応じて分配される)と「貢献準則」(総所得は労働に応じて分配される)という2つの常識的準則をバランスづける高次原理として定式化できる<sup>4)</sup>。このモデルが描く格差原理は、2つの準則を「最適」にバランスづける変数を外生的に決定(例：上記の『ゴータ綱領』のように、必要に1のウェイトを与える、あるいは両者に1/2ずつのウェイトを与える等)することはしない。むしろ、個々人の選好を含む経済環境を所与として、最も不遇な人々の所得を最大化す

るように、内生的に「最適」なバランスを決定する。個々人は本人の賃金を決定するこのような分配システムを所与とし、余暇と所得に依存する効用の最大化を目的として、自分自身の労働時間を選択するものと仮定される。個々人の効用最大化行動は集散的に、個々人に分配される資源の総量に影響を与えることになる(数理的定式化については、補論参照のこと)。

ロールズ格差原理をこのように定式化することの利点は、第一に、それが平等な諸自由(実質的政治的自由を含む)と公正な機会均等の優先性という、倫理的な性格をうまく説明しうるからである。この優先性はまた、「格差原理」のもとで、個々人の決定と制度とが互いに入れ子状態にあること、すなわち、一方で、個々人は、常識的準則のウェイトに応じて変化する賃金率の変化を考慮しながら、労働時間を自律的に選択する、他方で、このような個々人の自律的な最適化行動が、常識的準則のウェイトそして賃金率を決定する、このような関係をうまく表現するものでもある。

第二に、このような経済学的定式化は、選択肢を完備的に順序づけ、いかなる経済環境のもとでも、最も不遇な人々の効用あるいは所得が最大化するような社会的最適(より正確には少なくとも他の選択肢よりも悪くない選択肢)を見つけることを可能とする(実行可能性の保証)。また、結果的に、社会的最適がどのくらいの値をとるかは、人々の選好や評価、行動など労働インセンティブに関連する要因に依存して変化する点を明らかにする。

後者の点は、格差原理が実際にどんな帰結をもたらすのかに関心を寄せる経済学者や政策立案者の関心を引いた。それは、例えば、必要原理により高いウェイトを与えると、就労能力のある人々の労働意欲を低下させ、結果的に、最も不遇な人々の状態が悲惨なものになる可能性を示唆するからである。これより、人々の常識的な公正感覚をなるべく損ねないという見地からも、また、最も不遇な人々の状態をできるだけ改善するという見地からも、必要原理のウェイトを抑制する方がよいという結論が正当化されることになった。

格差原理の経済的定式化は、さらに、政治哲

学に対して、次のような問いを提起した。もしその定式化が正しいとすると、ロールズ格差原理は、結局のところ、就労能力のある人々に分配準則のウェイトを決定する権能を与えてしまうものなのだろうか。平等な諸自由、実質的な政治的自由、公正な機会均等の優先は、現代の福祉国家(ロールズの言葉では「財産所有民主主義」)を表象する原理でもあるとすれば、福祉国家は結局のところ、最も不遇な人々が悲惨な状態になることを、論理的には防げないことになるのだろうか。

ロールズ自身は、「マキシミン原理」という経済学でなじみであった原理と「格差原理」との同一化を退けたことは知られている。その理由は、前者は「単に、人々がリスクに対して特殊で特別なリスク回避をもつことを公準化しているだけ」だからである(Rawls, 1974/1999, p. 247, 引用ページは再録より)。ロールズは、さらに、バーグソン＝サミュエルソンらによって定式化された功利主義型社会厚生関数について、次のように批判している。功利主義型社会厚生関数は、「社会的厚生値を最大化するためにシステムのルールを調整する中央の(理想的)立法者」の存在を想定している。人々はそこで単にシステムの要因の1つとして、すなわち、「限られた資源が配置される異なったたぐさんの方向」(Rawls, 1971b/1999, p. 217, 引用ページは1999より)として扱われるだけである。ロールズは、社会厚生関数における個人的効用関数を「満足水準の置き場」、あるいは、「荷物運搬箱」とも形容している(Rawls, 1974/1999, p. 249, 引用ページは1999より)。

功利主義型社会厚生関数に対するロールズの批判は、社会厚生関数が一般にもつ次の前提に対する根本的な批判を含んでいる。すなわち、そこでは、個々人は任意の2つの社会状態に関するランキングをもとに、社会状態に対する完全な順序を形成すると仮定される。その順序はまさに選好の「向き」を示すものである。すべての人に関して、この順序に関する情報を集めさえすれば、社会状態に関する社会的評価が形成される。ロールズの格差原理型社会厚生関数は、個々人の順序に関する情報に加えて、それぞれの代替的な社会状態において誰が最も不遇

となるのか、その中で、さらにどの状態が最も不遇な状態となるのかという、水準に関する情報を必要とするものの、水準に関する序数的比較ができさえすれば、それ以外の情報は不要とされる。ロールズの批判の要点を次の例で考察しよう。

いま、(稼得所得, 余暇時間, 税あるいは補助金)から構成される指標を想定する。個々人の状態は、この指標によって記述される。例えば、(稼得所得 11, 余暇 6, 税 5), あるいは、(稼得所得 0, 余暇時間 11, 補助金 5)など。単純化のために、以下では、税や補助金を所得と合算させ、所得と余暇の組合せのみで表記する。すなわち、先の二例は(所得 6, 余暇 6), (所得 5, 余暇 11)と表される。

このもとで2つの政策 A, B を想定しよう。政策 A は(6, 6), (5, 11)という2人の個人の状態を、政策 B は(8, 6), (3, 10)という2人の個人の状態をもたらすとする。政策 A のもとでは(6, 6)が、政策 B のもとでは(3, 10)が最も不遇な個人として認定されたとしよう(例えば、2つの指数の総計の比較により)。さらに、政策 A と B の比較において、(3, 10)の方がよりよいとされたとしよう(同様に、2つの指数の総計の比較により)。社会的には政策 B が選ばれ、2人の個人の状態はそれぞれ(8, 6), (3, 10)となる。

ここで、政策 A のもとでの最も不遇な個人の状態は(6, 6)のままであり、政策 B のもとでのそれが(1, 12)に変化したとする。政策 A と B の比較において(1, 12)の方が依然としてよりよいと判断されれば(同様に、2つの指数の総計の比較により)、再度、政策 B が選ばれ、2人の個人の状態はそれぞれ(8, 6), (1, 12)となる。

ロールズ格差原理型社会厚生関数は、経済学者と政策立案者に対して、社会的基本財に関する指標を通じて、あらゆる社会状態を一定の倫理的基準に照らして判断することを可能とする。裏返せば、個々人の所有する社会的基本財、例えば、所得や余暇時間(労働時間の選択に関する自由)を表す指標以外の情報は考慮することなく、すべてのケースを同じやり方で扱うことを可能とする。上記の例では、所得 3 であった

ものが所得 1 に低下したことに伴い、個人 2 の生存が臨界点を越えたかどうか、といった情報にはいっさい考慮することなく、最初のケースで適切と判断された指標間の基準を、次ケースでも援用することを、社会厚生関数はいくいとめる術をもたない。このような情報の節約と基準の一般化が、センの指摘する困難事例の排除に結びつくことは想像に難くない。はたして、ロールズの格差原理を経済学的定式化から解放する途はあるのだろうか。次節からは、ロールズ正義理論的方法的枠組みと背景理論を検討したい。

#### 4. ロールズ格差原理への潜在能力アプローチの適用可能性

先の例で、もし、われわれが所得のみに注目するとしよう。実のところ、2つ目に紹介した経済学モデルはそれであり、近年、フィリップ・ヴァン・パリースらが提唱する「ベーシック・インカム」アプローチからはこちらが支持される<sup>5)</sup>。この場合には、所得だけが情報的基础とされる(余暇時間は無視される)ので、先の例では、政策 A が選ばれ、(6, 6), (5, 11)の組合せが実現する。したがって、((8, 6), (1, 12)に比べて)より平等主義的な解が実現されたといえる。だが、この定式化は、先述したように、労働インセンティブ問題——所得移転が増大すると就労能力を持つ個々人の就労意欲が低下し、最も不遇な個々人の受給する所得が低下する——を回避することができない。

平等主義の立場から論戦をはるゲーリー・コーヘン(Cohen, 1997)が、この難問に対して次のような解法を提示した。政治や経済などの社会制度のみならず、個人の性向や倫理観、慣習などが、格差原理を支持する方向に変化するとしたら(そうである場合のみ)、格差原理は望ましい解をもたらすであろうと。だが、次の記述を読む限り、ロールズ自身は、このような解法を退けることが明らかである。確かに、コーエンと同様に、ロールズも「個人の性向や倫理観、慣習」の変化に期待は寄せる。ただし、その変化が確認されるのは、格差原理が制定された後であって前ではないという。

正義の構想は社会的諸条件の変化に伴い、正義の常識的準則のウェイトも変化することを要求する。格差原理を適用し続けるならば、市場の勢力が大きく変容し、社会構造を再編成することを通じて、準則間のウェイトを再設定するだろう。(Rawls, 1971a, p. 307).

序で紹介したようにロールズの正義理論は、その方法的枠組みとして政治的構成主義を採用する。この方法的枠組みとコーエンの図式との相違は次のように説明される。理想的な制度を構想するにあたっては、それに対応する「人々の道徳や心理学的性質」が想定される。いま、想定された人々の道徳や心理学的性質と理想的制度が、ほどよく釣り合っていると判断されたとしよう。このことは、両者の想定を妥当なものとするに十分である。だが、この判断は、各々がそれ自体で妥当であることを保証するものではない。どちらかを基礎として他を論理的に演繹できることを保証するものでもない。理論的には、どちらも確定されなまま残される。

もし、この解釈が正しいとすると、トーマス・ポグがコーエンに向けた、それは「全能的な目標志向的な単一主義だ」という批判は、ロールズにはあてはまらないことになる<sup>6)</sup>。だが、その一方で、そうだとすると、労働インセンティブ問題にもとづく格差原理批判に答えるためには、コーエンとは異なる論理を探さなくてはならないことになる。先述したように、その批判は、平等な諸自由、実質的な政治的自由、公正な機会均等という理想に基づく人々の常識的な公正性の観念を論拠とするものでもあった。はたして、その批判にどのように応えたらよいのだろうか。

このような文脈で注目されるのが、潜在能力アプローチに基づくロールズ格差原理の再定式化の可能性である。先に述べたように、ロールズ自身は、センの潜在能力アプローチを、自らの正義「理論」の素直な延長として、すなわち、ヘルスケアなど具体的な問題に合わせて指標を拡張するための道具として位置づけていた。それに対して、センの再批判は、潜在能力アプローチの導入は、ロールズ正義「理論」の方法的枠組みを大きく変えることを示唆していた。

だが、はたして、その背景的思想を保持したままで、方法的枠組みを改変することが可能なのだろうか。以下では、その可能性を探りたい。その前に、センによるロールズ的方法的批判を再度、確認しよう。

Sen(2009)『正義のアイディア』において、センは、ロールズ正義理論を「正義への超越論的アプローチ」と呼び、自らのアプローチを「正義への状態比較アプローチ」と呼んだ。このような批判の原型は、すでにSen『集合的選択と社会的厚生』(1970)の第9章「衡平と正義」に見られる。センはそこで、「 $x_j, y$ は*i*さんにとって、 $x$ は*y*に比べてより正しいと定義される」という比較の視点を提出したうえで、「彼[ロールズ]の主要な関心は、われわれが関心をもつ社会状態の順序づけではなくて、不正義な制度の正反対である正しい制度を見つけることである」と指摘している(Sen, 1970, p. 140).

センのいう「正義への超越論的アプローチ」は次の性質のどれかをみたすものと解釈される。

- (1)改善の余地を残さない完全に正しい制度を考案すること、
- (2)あらゆる選択肢を正義か、不正義かという2分法で捉えること、
- (3)選択肢の完全な順序づけのもとに「最適な」選択肢のあることを想定すること、
- (4)外的な道徳的判断との対応関係に言及することなく「内的整合性」をもっぱら求めること、

留意すべきは、上記の4点のうち、(1)と(2)は、近代経済学が批判的に超克してきた「倫理学」的側面を捉えるのに対し、(3)と(4)は、センが批判する近代経済学の方法、「完備性」を含む狭義の「合理性」の仮定を捉える点である。

センのいう「状態比較アプローチ」は、個人の状態を含む具体的な社会状態(これが潜在能力アプローチによって捕捉される)に注目する。たとえ理想的な制度を達成できないとしても、「より不正義な」状態を回避し、「より不正義ではない」状態を求める方法である。セン自身はこれを経済学の伝統的な手法と呼ぶが、「完備性」と「内的整合性」を要求しない点において、その射程は近代経済学をも越える点に注意が必要である。

さらに、上記の4点は、「公正としての正義」批判を越えて、ルールや制度に関するより根源的な問い、そもそもルールとは何であり、どのような性質を有するものなのか、という問いをつきつける。いわゆる「法のルール」と呼ばれている問題、あるいは、ロールズのいう「自由原理の正統性」に含意された問題を示唆する(Rawls, 1993, p. 137)。以下では、法とは何かといった問いには立ち入らない。ただし、例えば、等しい個人を等しく扱うという法制度の長所が、ある場合には、不正義を正当化することになるという、法制度のもつ本質的問題とは関心を共有する。

ロールズの本質的性格に対するロールズの考えは、主著をはじめとする多くの論文にあらわされている。次節では、論文「ルールの2つの概念」(1955)などを参照しつつ、解説を試みたい。

## 5. ロールズ正義理論の方法的枠組みの拡張可能性と背景思想

ロールズのルール観は、「正の概念に関する形式的制約」と彼が呼ぶ次の記述に、簡潔に表現されている。

正の構想は、形式において一般的であり、適応において普遍的であり、道徳的人格間の対立する諸要求を順序づける最終的な裁定の場として、公共的に認識される諸原理の束である(Rawls, 1971a, p. 135)。

センのアイディアとの衝突が免れえないのは「順序」に関する次の説明であろう。

正義の構想は完備的である、したがって、起こりうるあらゆる(あるいは実際に起こりやすい)要求は順序づけられる。また、もし、基本構造の1番目の制度が2番目の制度に比べてより正しく、それが3番目に比べてより正しいとしたら、順序づけは一般的に推移的である。これらの形式的条件は、いつも簡単に満たされるとは限らないとしても、十分自然である。

この引用から、われわれは一方で、ロールズのいう順序とは、社会的選択理論の標準的な意

味、すなわち、完備性と整合性(推移性)を満たすことであると理解する。他方で、ロールズはこの要求が強すぎると自覚している点を理解する。その自覚は、非決定性に関する次の言及からも明らかである。

もちろん、このテストは非決定的である。すなわち、どの憲法、どの経済・社会制度が選ばれるかはほとんど明らかではない。それらが非決定的であるときは、正義それ自体が非決定的であることを意味している。一定の許容範囲にある制度が同程度の正しさであるということは、それらは選ばれる可能性があり、理論のあらゆる制約と両立的であることを意味している(Rawls, 1971a, p. 201)。

ロールズの非決定性に関しては、他の箇所でも詳細に議論した(Gotoh, 2013)。ここでは、ロールズは非決定性を否定的に捉えてはいない点を注記するにとどめる。非決定性に関するロールズの理解は、理由の複数性に根ざすものである。彼によれば、道徳判断の形成にあたって人は、異なる理由をバランスづけるのみならず、異なる理由をバランスづけるやり方それ自体をもバランスづけつつ、「理由の配列」を組替えているという。

ときに答えは、ある理由のバランスを別のバランスと比較することによって見出される。…だが、そのような比較にもとづく議論は、ある方向を別の方向より選び、そのことによりベンチマークとなりえるような理由の配列(configurations)を前提とする。それをもてない場合には、条件付きの比較を乗り越えることができないだろう(Rawls, 1971a, p. 572)。

ポイントは、異なる理由の比較に先立って、「理由の配列」をもつことである。すなわち、任意のペアの比較そのもの(「条件付きの比較」と、「理由の配列」をもったうえで比較することを区別しようとしている。時間的先行性は別として、少なくとも論理的に後者は前者に先行するものと考えられている。その意図はロールズの「ルールの2つの概念」(Rawls, 1955/

1999)と照らすとき、より鮮明となる。ロールズはここで、個々の実践の集積により跡づけられるルールと、実践を主導するルールを区別しようとしている。「実践のルール」とは実践を先導するルールであり、「特定の行為様式の要約」とは個々の実践の集積により跡づけられるルールである。「理由の配列」と同様に、少なくとも論理的に「実践のルール」は個々の実践に先行するものと考えられている。

以上の点を確認したうえで、本稿でのわれわれの関心は、この「理由の配列」ならびに「実践のルール」に象徴されたロールズのルール観を抽出することである。はたして、それはセンの「状態比較アプローチ」とどう異なるのか。ここで興味深いのは、「実践のルール」の「一般性」をめぐる次の記述である。

しかしながら、重要なことは、実践のルールの文脈では、「一般性」は適用可能な割合が高いこと、あるいは、経験の一般化がなされ、例外が少ないことを、必ずしも意味しない。特殊ケースは、実践のルールの例外として片付けられるものではない。例外は、むしろ、ルールの精度を高め、明確化(specification)を進める(Rawls, 1955/1999, p. 39, 引用ページは 1999より)。

「特殊ケースは、『実践のルール』の例外として片付けられるものではない」という一文は、ロールズのルールに関する考え方を理解し、センの正義のアイディアと接続するうえできわめて重要である。ここでロールズは、一般性と特殊性を排他的関係ではとらえてはいない。むしろ、特殊ケース(「困難事例」を含む)を配慮することによって、ルールそれ自体を精緻化、明確化すべきことを考えている。

これまでには記述できなかった点も含めてロールズのルール観を要約しよう。ロールズが社会制度のルールとして、普遍性、一般性、公共性そして最終性という正の形式的制約を想定していたことは確かである。しかしながら、ロールズにおいて、公示性と結びついた普遍性は超越的な真理に安住するものではなく、むしろ「思考の公共的枠組み」のもとで人々がルールを受容することを意味する。また、一般性は特

殊ケースを排斥するものではない。さらに、最終性は、将来、明示的な手続きと十分な理由をもって改定されることを当初より予期する(したがって改定手続きが明記される必要がある)。さらに、整合性はあらゆる選択肢を覆い尽くす性質であるとは考えられていない。以上の点をふまえてロールズの「正の形式的条件」を再定式化するとしたら、その視点は、「完備性」を所与とする経済学モデルの伝統からは遠ざかり、「非完備性」(ロールズの言葉では「非決定性」)を基本とするセンの方法的視点に近づいていく。これは、格差原理に関しても、社会厚生関数とは異なる定式化の方向性を示唆するだろう。

だが、このような方向で再定式化することはロールズ格差原理のそもそもの意図と整合的なのだろうか。最後に、ロールズ格差原理の背景思想を確認して、本節を閉じたい。ロールズによれば、格差原理の最も基本的な思想は次のように記される。

何人も、それが他の人々の助けにならないかぎり、階級的出自や自然的能力など、深く、執拗な影響力をもち、本人の功績とは無関係な偶然から便益を受けてはならない(Rawls, 1974/1999, p. 246)。

この一文は、どのような結果がもたらされるかについて非決定的である。なぜなら、結果は、「功績とは無関係な偶然」の内容を人々がどう理解するか、すなわち、彼らの労働貢献のどの部分を「功績とは無関係な偶然」と見なすかに依存して変わりうるからであり、そのことをこの一文は認めているからである。しかしながら、重要なことは、「功績とは無関係な偶然」には、さまざまな「困難事例」、すなわち「障害や特別な健康上の必要、身体的・精神的障害」などが含まれる点である。それは、ロールズが正義理論の構築に際して「先送り」を宣言し、センが正義理論の最優先課題となるべきだと主張した論点にほかならない。一方で、「功績とは無関係な偶然」によって困難に陥る人がおり、他方で、「功績とは無関係な偶然」によって便益を得ている人がいる。ここには偶然の隔てる個人間の存在における非対称性が捉えられている。

格差原理が取り組む課題がここにあるのだとしたら、センがいうように、困難事例が格差原理の中心に据えられたとしても不思議はない。

社会的根本財の指標に対するセンの批判はこの文脈で理解される。潜在能力指標は、本人たちが所有するものを越えた個々人の差異、例えば、精神的苦痛から逃れていること、安全に移動できること、音楽や映画を楽しめることなどにわれわれの関心を向ける。潜在能力指標をもとに格差原理を再定式化することは、実践的な文脈で有用であるのみならず、理論化の文脈においても重要となる。なぜなら、潜在能力指標は、正義の原理を、そのもとで個々人の被る困難——例えば、視覚障害者が安全に移動できない、家族が病者を抱え込むなど——という帰結的影響の観点から評価することを可能とするからである。

ただし、ここでいう評価は二重の構造をもつ。1つは、正義の原理が実際に適用された社会で、所与の環境的条件のもとで、自己の効用の最大化を目指して就労時間の選択を行う行為者の評価を指す。他の1つは、正義の原理の制定者(政策立法者)の評価を指す。先の経済モデルでは、行為者が参照する環境的条件に、格差原理が規定する常識的準則のウエイトが含められた。潜在能力アプローチによる再定式化は、さらに、困難事例の事実を行為者が参照する環境的条件に含める。ここで惹起される興味深い問いは、このような環境的条件の拡張(困難事例の事実の参照)が、行為者たちの就労時間の選択にどう影響するか、さらに、そのことが最終的に制定者たちの評価基準にどう作用するかである。より直載に述べれば、先の経済モデルで躓きの石になった行為者の労働インセンティブを基礎とする議論がどう変わり、評価者たちの抱く公正性の観念にどんな影響を及ぼすかである。

詳細な検討は他稿にゆずるものの、存在の非対称性・比較不可能性を捉える潜在能力アプローチは、経済学的定式化がもたらした公正性の隘路に異なる光を与える可能性を持つ点を指摘しておきたい<sup>7)</sup>。本節が明らかにしたことは、この方向での格差原理の再定式化が、ロールズの「正の形式的条件」(再定式化されたもの)、ならびに、格差原理の背景思想と矛盾するもの

ではない点である。この点を確認して、次節からは、ロールズの「社会契約」構想、すなわち「原初状態」の装置に視点を移す。潜在能力アプローチは、「原初状態」の情報的拡張のみならず、認識的拡張をも要求する可能性がある。はたしてそのような拡張は、ロールズの「原初状態」の装置と整合的でありえるのだろうか。これはまさに、センによるロールズ正義理論批判のもう一つの核心に他ならない。

## 6. 社会ルールの客体としての諸個人に関する非対称的扱い

ロールズの「原初状態」においては、「無知のヴェール」によって、個々人の「名前」に関連するあらゆる特殊性を覆い隠すことが要求される。この「無知のヴェール」は、社会ルールの制定主体(評価者)の認識的制約、すなわち不偏性の条件を表象するとともに、社会ルールの客体(受容者)に関する情報的制約、すなわち社会的根本財の保有を表象するものであった。

これに対して、センの正義のアイディアでは、異なる社会ルールのもとで、個々人が被る恐れのあるさまざまな種類の不利性——その一部は社会ルールによって簡単にぬぐい去ることのできない——には、「無知のヴェール」がかけられてはならない。歴史的・社会的・文化的に特徴づけられる個々人は、それぞれ特殊で多様な「位置」に関するエキスパートでもある。社会ルールの制定主体(評価者)もまた、自らの置かれた特殊で多様な「位置」に関する証人として語ることを期待される。はたして、われわれはこのセンのアイディアをロールズモデルと矛盾なく接合することができるのだろうか。

1つの可能性は、ロールズが「無知のヴェール」の記述に際して注記した「人間社会の一般的事実」にある(Rawls, 1971a, p. 137)。これらは、「無知のヴェール」のもとで制定者が知りうる情報である。その例として、ロールズが明記しているのは社会的根本財に関する情報である。「彼ら[正義原理の受容者]は社会的根本財がより多く賦与されることを好むことを彼ら[正義原理の制定者]は知っている」(Rawls, 1971a, p. 93)。さらに、ロールズ自身は明記していないものの、格差原理の記述において前提

とされている労働インセンティブの予測に関連する情報も、この「人間社会の一般的事実」情報に含まれていると解釈される。これ以外にも、正義理論には、制定者が知りうる情報のあることが含意されている。例えば、下記の引用はその1つである。

しかしながら、ときに、他の位置もまた考慮される必要がある。例としては、固定的な自然的特徴に由来する不平等な基本的権利に対応する位置が挙げられる。これらの特徴は変化しにくいので、対応する位置は基本構造の初期点として考慮されるべきである。性、人種、文化に応じた分配は、このタイプに属する(Rawls, 1971a, p. 93)。

「固定的な自然的特徴(性、人種、文化)に由来する不平等な基本的権利」は、ここではまさに、「無知のヴェール」が覆い隠す個人的情報ではなく、制定主体が共通に知りえる「人間社会の一般的事実」情報と想定されている。この想定は、特殊で多様な「位置(position)」に関する情報を、正義の理論の中心におこうとするセンの意向と整合的であり、「原初状態」を拡張するポイントとなるだろう。だが、ロールズの原初状態の装置を、センのアイディアに向けて拡張するためには、留意すべき点がいくつか残されている。

1つ目は、上記のロールズの引用が着目する位置は、固定的な自然的特徴そのものではなく、それらに由来する「不平等な基本的権利」だという点である。これは次のような問題をもたらす。もし、社会が、例えば、憲法や立法を通じて既に基本的権利が平等に保証されていると判断するとしたら、たとえ、これらの権利を実際に行使するにあたって、固定的な自然的特徴がいかに深刻な不利性をもたらそうとも、それは、もはや制度的な考慮の対象とはされないおそれがある。むしろ、基本的権利の平等が保証されているという事実のもとで、制度的なネグレクトが正当化される恐れもある。基本的権利の平等を実質的に図るためには、固定的な自然的特徴に応じた非対称的な扱いが必要とされ、そのためには、固定的な自然的特徴それ自体に関す

る情報は不可欠になるだろう。

2つ目の注記は、社会ルールの制定主体が不平等な基本的権利に関する彼ら自身の経験を開示した場合、それらは彼らの「名前」に付着した情報としてではなく、彼らが定義した(特徴づけた)社会の「位置」として扱われるという点である。社会の「位置」として概念化されることのない「名前の付いた情報」は、拡張された「原初状態」においても、依然として「無知のヴェール」で覆い隠される。ただし、この「位置」概念についてはさらに注記が必要である。次節でより詳しく述べるように、「位置」概念はロールズとセンを結びかぎ概念の1つである。それは制度が承認する個々人の差異を表象するとともに、格差的分配の根拠ともなる概念である。現在は、該当する個人がたったひとりであろうとも、将来、同様の個人が現われるかもしれないとなれば、個人の名前ではなく社会に占める「位置」として認識される(いわゆる「人のルール(rule of man)」ではなく「法のルール(rule of law)」を可能とする<sup>8)</sup>。

3つ目の注記は、「無知のヴェール」に表象される認識的条件は保持されるという点である。制定主体が自己の経験に基づいて不平等な基本的権利に関する情報を伝える際にも、「不偏性」という認識的条件は外せない。「不偏性」は、制定主体に対して、自分の「名前」から離れて自己の「位置」に関心を向けさせるのみならず、特定の「位置」から離れてあらゆる「位置」に対して対称的な関心をもつことを要求する。

これらの点に留意するとしたら、ロールズの原初状態の構想をセンのアイディアに向けて拡張することが可能となる。すなわち、特殊で多様な「位置」に関する情報——そこには制定者自身が申告するものも含まれる——を持ち、それらを不偏的に評量しながら、制定すべき社会ルールを互いに提案し、選択し、受容するというモデルが描かれる。

## 7. 社会ルールの主体としての個々人に関する非対称的扱い

「原初状態」に関する次の関心は、道徳的人格を備えるかぎり自由で平等であるはずの制定主体に関して、非対称的な扱いが可能であるか

という問題である。前節では、制定者たちもまた特殊で多様な「位置」に関する情報の提供者でありうる事が確認された。ここでの問いは、個々人の評価を集計する際に、特殊で多様な「位置」にある制定者たちに対して非対称的な重みを与えることが可能であるか、である。

前節の最後でも言及したように、たとえ情報の基礎が拡張されるとしても、形式的・認識的な「不偏性」の条件は残される。その点を考慮すると、次のような仮説が成り立つ。もし、個々人の評価を集計する際に、特殊で多様な「位置」にある制定者たちに対して非対称的な重みづけをすれば、そのような手続きが形式的・認識的な「不偏性」の条件のもとで承認されるような、「前-原初状態」を想定する必要がある。はたして、それは、どのような特徴をもつのだろうか。

この点を考察するにあたって、「不偏性」の概念について注記しておくことは有益だろう。功利主義を批判する際に、ロールズは「不偏性」概念の問題点をついた。功利主義は、あらゆる差異を捨象して個々人を形式的に等しく扱うものの、もっぱら集計値の大小に関心を向けるものである。それに対してロールズが基礎とする不偏性は、(自分自身を含めて)すべての人に等しい関心を寄せる一方で、最も不遇な人々に優先性を与える不偏性である。差異に応じて個々人を非対称的に扱うことは、形式的・認識的条件としての不偏性とただちに矛盾するものではないことを、ロールズの正義理論は示唆する。ただし、ロールズの正義理論においては、特殊で多様な「位置」にある制定者たちに非対称的な重みづけをすることまでは想定されていない。

この問題に関するセンの見解を知るうえで、「位置的客観性(positional objectivity)」と「開かれた不偏性(open impartiality)」という2つの概念が手がかりとなる。以下では順に検討する。はじめに、「位置的客観性」について、センは、ネーゲルの「どこからでもない見解」を反転させた「どこからか方向づけられた見解」という語を手がかりとして定義する。ただし、ここでいう「どこか」、すなわち「位置」は、ある共有された歴史的、社会的、文化的あるい

は個人的特徴を広く表し、その質的な差異は、社会的な関心の対象とされる。ある観察、主張、信念、行為が、特有の名前や代名詞ではなく、一定のパラメーターにより「位置」として捉えられると、そこに「位置的客観性」が認められるという意である。

しかしながら、「位置的客観性」は「真理」を保証するものではない。なぜなら、ある位置にある人々は「客観的幻想」を共有する可能性があるからである。この文脈でセンは、「間-位置的査定(trans-positional assessment)」なる概念を提出する。それは、「異なる位置的観察に依拠しつつそれらを越える」反省的営為を指す(Sen, 2002a, p. 467)。例えば、特定の社会階層、ジェンダー、市民、職業に属するある個人は、それぞれの位置から評価を形成するとともに、それぞれの位置から形成した評価を別の位置から批判的に検討する機会をもつ(Sen, 1999a, p. 28)。

「間-位置的査定(trans-positional assessment)」の認識的意義は、「開かれた不偏性」の概念との対照で解釈される。スミスの「不偏的観察者」の概念に依拠する「開かれた不偏性」は、ロールズの前初状態に対する直接的批判として出された。センによれば、ロールズの「前初状態」の装置は、グループ内部における偏りから距離をおくことを保証するもの、「グループが全体として共有する偏りから距離をおくことを保証しない」点で「閉じられた不偏性」にとどまる。それに対して、「開かれた不偏性」の特徴は、自己の属するグループからも距離をおくことを保証する点にある。

「開かれた」には2つの局面がある。1つは、社会的ルールの客体(受容者)あるいは主体(評価者)の構成員の範囲が「開かれた」という意であり、他の1つは、社会的ルールの主体(評価者)の認識的構造が「開かれた」という意である。センによれば、

開かれた不偏性の革新的力は、憶測や偏りのない異なったタイプの知見が考慮され得ること、さまざまに状況づけられた不偏的観察者の洞察から便益をえるよう応援されることである。これらの洞察を互いに精査すると、ある共通の理

解が力強く立ち現われるだろう、だが、異なる視野から生ずる差異がすべからく同様に処理される必要はないのだ(Sen, 2002/2009, p. 468, 引用ページは再録より)。

興味深いことに、「開かれた不偏性」は1人の「不偏的観察者」の洞察に象徴されるわけではない。むしろ、「さまざまに状況づけられた不偏的観察者」たちがおり、各人の洞察を相互に精査したのちにも、「異なる視野から生ずる差異」が残される可能性を否定していない。ここには、さまざまな位置に状況づけられた評価を広く反照する一方で、あらゆる位置に中立な単一評価(「間-位置的な不変性(trans-positional invariance)」, Sen, 2002a)に収斂されることのない、上述の「間-位置的査定」と同様の構造がある。

このような概念を基礎とするとき、非対称的な社会的意思決定モデルを理論化する途が開かれる。例えば、「さまざまに状況づけられた不偏的観察者」たちに(そうではない人たちに比べて)より高いウエイトを与える一方で、不偏的観察者たちには互いに等しいウエイトを与えるような集計モデルである。ただし、留意すべきは、その場合であっても、形式的、認識的条件としての「不偏性」は保持される点である。先述したように、対称的なルール制定者の間で、不偏的に、非対称的モデルが選択される「前-原初状態」を想定する必要があるだろう。

## 8. 結論的覚書

原初状態の装置に関して残された問題は、誰がこの社会的ルールの制定主体、あるいは、社会的ルールの客体になりうるか、である。先述したように、センの正義のアイディアの着眼点は、固定された構造をもつ特定のシステムではなく、多様に多様化された個々人の行動であった。個々人はジェンダー、人種、国籍、職業、障害や疾病、性などさまざまな位相の「位置」に属している。また、新たにカテゴリー化される「位置」に属する可能性を秘めている。この事実、われわれのいる世界にある差異の意味を理解しようという倫理実践を促す。多元的立場のもたらす対立的判断を自我内で不偏的に

眺め、「状況づけられた不偏的観察者」の1人として公共的なルール形成プロセスに参加する個々人の実践はわれわれの集合的責任と理解される。

このようなセンのアイディアを基盤とするとき、ロールズの原初状態のモデルは、ひとたび集った参加者たちが決定して終わりという図式とは異なるものとなる。モデルを作ったときから問い返しながされる。誰が制定主体として認められるべきであったのか、誰を受容者として想定すべきであったのか、(モデルの設定、改定に責任をもつわれわれ自身も含めて)どのような認識的・情報的な条件が課されると想定すべきなのか。現実の不正義を矯正するためには、絶えざる調査と緊急の介入が不可避となるだろう。この視点は、個々の実践においてのみならず、差異の平等を扱いえる正義の理論を構築する際にも、盛り込む必要がある。

差異の平等を真に実現するためには、われわれの関心は、所与のルール・制度・理論を越えて、名前をもった個々人のもとにとどく必要がある。ここから名前と名前の直接的支援こそがロールズ正義理論に対するセンの代替的構想であると理解されるかもしれない。確かに、不正義はしばしば明白であるにもかかわらず、普遍的、一般的、整合的、不偏的であろうとするルールや制度そして理論は、これらの多くを「困難事例」あるいは例外として排除しがちであった。だが、そのことは、ルールや制度そして理論の意義と必要性を否定しざるものではない点に留意する必要がある。

本稿は、一方で、センのロールズ批判を受容し、社会的基本財を基本的潜在能力で置きかえたとしたら、ロールズの正義理論の核心である「公正としての正義」が大きく変容せざるを得ないことを示した。その一方で、そのような変容は、ロールズの基本的ルール観と矛盾するものではないことを注記した。なぜなら、ロールズのいう「正の概念の形式的制約」は、「非決定性を排した完備の順序」や「例外を排した一般性」、あるいは、「非対称的な扱いを排した不偏性」などを意味するものではないからである。

さらに、本稿は、センの正義のアイディアは、ロールズのこの基本的ルール観と対立するもの

ではないことを示した。例えば、非対称的な扱いの背後には対象への不偏的関心があり、「名前」の背後には対象の置かれた「位置」を捉えるパラメーターのあることが確かめられた。このようなロールズとセンの視野を統合すると、ルールや制度、理論に関する新たな像が結ばれる。すなわち、普遍的、一般的、整合的、不偏的でありながら、不断に更新される「位置」パラメーターを通じて、個人の名前に接近するルールや制度、理論である。この像をもって本稿の暫定的な結論としたい。

最後に課題を付記する。先に、「公正としての正義」から歩を進めることは、ロールズの背景思想に反するものではないと述べた。その一方で、センの「公正としての正義」批判の中心的論点は、厚生経済学の理論と方法に深く関わることを指摘した。はたして、潜在能力指標による社会的基本財の置き換えが、厚生経済学にどのような影響をもたらすのか、「公正としての正義」の先にいかなるリベラリズムが展望されるのか、別稿の課題としたい。

(一橋大学経済研究所)

注

- 1) Rawls, 2000, 237.
- 2) Sen, 2002.
- 3) この文脈で、フーコーのホップス解釈が興味深い。「生きた個々人が互いに貪り食い合う獣のような野蛮状態は、ホップスによる戦争状態の第一の性格として現われることはない、戦争状態を特徴づけているのは、自然にもとづいて相互に平等的なものとなるライバル関係が繰り広げる一種の無限外交なのです」(フーコー, 92).
- 4) 例えば、後藤, (1994)参照のこと.
- 5) 例えば、Van Parijs, (1995)参照のこと.
- 6) Pogge, 2002, 155.
- 7) 本稿の5ページで紹介した「相互に平等的なものとなるライバル関係」であればこそ対立が起こるというフーコーの記述を参照のこと.
- 8) 「法のルール(rule of law)」については Tamaha (2004) など参照のこと.

補論【社会的目標関数アプローチに基づくロールズ格差原理の定式化】

$n$  人 ( $2 \leq n < \infty$ ) の個人からなる社会を考える。人々は、社会で共通の生産設備に各人のスキルと労働時間を投入し、1種類の生産物を協同生産す

る一方で、資源に対して異なる必要(個人的特性に応じて異なる)  $n_i$  をもつとする。いま、協同生産に対する各人の貢献  $x_i$  をスキル  $s_i$  と労働時間  $t_i$  の積とし、協同生産関数を  $Y = f(\sum x_i)$  とする。ただし、 $f$  は原点を通る微分可能な凹関数、つまり、 $f(0) = 0$ ,  $f'(\sum x_i) > 0$ ,  $f''(\sum x_i) \leq 0$  とする。また、協同生産関数に対応する効率的な共通賃金率を  $\omega$  とし ( $\omega = f'(\sum x_i)$ )、各人の賃金所得は、共通賃金率  $\omega$  と各人の貢献との積、 $\omega x_i$  で定まるとする。このとき、生産関数が収穫逓減の性質をもつことから、社会は、余剰として  $\pi (= f(\sum x_i) - \sum \omega x_i)$  を得る。

この余剰を、各人に公正に分配する方法として、ロールズ格差原理を適用しよう。その準備作業として、はじめに、貢献準則と必要準則をウェイト係数  $a \in [0, 1]$  によってバランスづける式を考える。ただし、貢献準則とは、社会全体の総労働時間に対する各人の労働投入に応じて分配する方法 ( $\frac{x_i}{\sum x_i}$ ) であり、必要準則とは、社会全体の総必要量に対する各人の必要に応じて分配する方法 ( $\frac{n_i}{\sum n_i}$ ) である。いま、分配後に各人が取得する所得の合計を  $y_i$  とすると、この式は次のように表される。

$$y_i = \omega x_i + \left\{ \left( (1-a) \frac{x_i}{\sum x_i} \right) + a \frac{n_i}{\sum n_i} \right\} \pi$$

ここで、 $\sum y_i = f(\sum x_i)$  が成立するので、この式は、実行可能性をみたすこと、また、 $\omega = f'(\sum x_i)$  であることから、利潤最大化条件 ( $\max f(\sum x_i) - \sum \omega x_i$ ) をみたすことをはじめに確認しておく。付記すれば、 $a = 0$  であれば、「比例性貢献原理」と一致すること、さらに、各人の必要をすべての個人間で同一 ( $\frac{n_i}{\sum n_i} = \frac{1}{n}$ ) と仮定した上で、 $a = 1$  であれば、「均等分配原理」と一致する。

さて、この式のもとで、ロールズ格差原理は、貢献準則と必要準則という2つの正義準則を一定のウェイトでバランス付けることにより、個々人の任意の労働プロファイル  $x \equiv (x_1, x_2, \dots, x_n) \in X$  に対して、ある労働と分配分のペアのプロファイル  $((x_1, y_1), (x_2, y_2), \dots, (x_n, y_n)) \in X \times Y$  を対応させる分配原理  $F: X \rightarrow X \times Y$  として定義される。ただし、そのウェイトは、もっとも不遇な人々の所得分配を最大化するという社会的目標のもとで、定められる。すなわち、

定義：いま、ある労働プロファイル  $x$  とウェイト

ト  $a$  のもとで定まる個人  $i \in N$  の所得を  $y_i(x, a)$  で表し,  $i=1, \dots, n$  を変動させた結果, 得られる所得の最小値を  $(\min_{1 \leq i \leq n} y_i(x, a))$  とすると, ロールズ格差原理は以下の社会的目標をみたす分配原理  $F: X \Rightarrow X \times Y$  として定義される.

$Max \min_a \min_{1 \leq i \leq n} y_i(x, a)$ , ただし,

$$y_i = \omega x_i + \left\{ \left( (1-a) \frac{x_i}{\sum x_j} \right) + a \frac{n_i}{\sum n_j} \right\} \pi \quad (1)$$

ここで, 個々人は, 分配原理ならびに他者の貢献プロファイルを所与としながら, 余暇と所得に依存する自己の効用の最大化を目的として自己の貢献量を決めるとしよう. しかも, 他者もまたそのような行動様式をとることを, 個々人は互いに認知しているとしよう. このような状況は,  $N = \{1, \dots, n\}$  をプレーヤーとし, 各人のとりうる貢献量の範囲を各人の戦略集合とする ( $S_i = \{x_i | x_i \in [0, 1], i=1, \dots, n\}$ ) 非協力ゲームとして記述される. このとき, ナッシュ均衡として実現する人々の貢献プロファイルは次のように求められる.

いま, 個人の効用関数を  $u_i: [0, 1] \times \mathbf{R}_+ \rightarrow \mathbf{R}$  で表そう. ただし,  $u_i$  は, 連続, 強単調性, 準凹性をみたし, 連続的に微分可能であるとする. また, 労働貢献以外で各人が留保する余暇(正確には, 余暇時間のスキル評価)を  $r_i (= 1 - x_i)$  とする. また, 個人  $i \in N$  を除く人々の貢献プロファイルを  $x_{-i}$  で表す. このとき, 分配原理と他者の貢献量を与件としたうえで, 個人の効用を最大化する問題は次のように定式される.

$Max u_i(r_i, y_i)$

$$\text{subject to } y_i = \omega x_i + \left\{ \left( (1-a) \frac{x_i}{\sum x_j} \right) + a \frac{n_i}{\sum n_j} \right\} \pi \quad (2)$$

一階の条件は,

$$\frac{\partial u_i(1-x_i, y_i(x_i, x_{-i}, a))}{\partial x_i} = 0 \quad (3)$$

である. これを展開すると下記が得られる.

$$-\frac{\partial u_i}{\partial x_i} + \frac{\partial u_i}{\partial y_i} \cdot \frac{\partial y_i(x_i, x_{-i}, a)}{\partial x_i} = 0$$

ただし,

$$y_i(x_i, x_{-i}, a) = \omega x_i + \left\{ (1-a) \frac{x_i}{\sum x_j} + a \frac{n_i}{\sum n_j} \right\} \pi$$

(3) より個人  $i \in N$  の反応関数  $x_i = \phi_i(a, x_{-i})$  (任意の分配原理と他者の貢献プロファイルに対して, 個人の効用を最大化させる戦略を対応させる関数)が導出される. すべての個人について,

この反応関数を連立させて解くことにより, ナッシュ均衡戦略が導出される. それは  $a \in [0, 1]$  を変数とする次のような関数として表される.

$$X_i \in \phi_i((u_i)_{i \in N}; a) \quad (4)$$

これを個人  $i \in N$  の貢献関数と呼ぶ. このような個々人の行動様式を内生化すると, ロールズ格差原理は, つぎのように書き換えられることになる.

$Max \min_a \min_{1 \leq i \leq n} y_i(x, a)$ , ただし,

$$y_i = \omega x_i + \left\{ \left( (1-a) \frac{x_i}{\sum x_j} \right) + a \frac{n_i}{\sum n_j} \right\} \pi$$

subject to  $x_i = \phi_i(a) (i=1, \dots, n)$  (5)

(5)の最大化問題を解くことにより, ロールズ格差原理の要求する公正なウェイト値  $a^R$  が求められる. さらに, その  $a^R$  を各人の貢献関数に代入することにより, 個人  $i \in N$  の均衡貢献量  $x_i = \phi_i(a^R)$  と人々の均衡貢献プロファイル  $x(a^R) \in \phi((u_i)_{i \in N}; a^R)$  が求められる. プレーヤーの数は有限の正の整数であり, 各人の戦略集合  $S$  ならびにその直積は有界閉の凸集合である. また, 利得関数を  $V_i = v_i(s)$  とすると,  $v_i$  は  $S$  上で定義された連続な実数値関数で個人の戦略に対して準凹である. したがって, ナッシュ均衡の存在が保証される. これに対応する均衡分配プロファイル  $y_i(x_i)_{i \in N}$  がロールズ格差原理の指示する公正な分配にほかならない.

## 参考文献

- 後藤玲子(1994)「常識的規則」のウェイト付けによるロールズ格差原理の定式化『一橋論叢』, 第112巻第6号, pp.155-174.  
 後藤玲子(2002)『正義の経済哲学: ロールズとセン』東洋経済新報社.  
 ミッシェル・フーコー(2007), 石田英敬・小野正嗣訳『社会は防衛しなければならない』筑摩書房.  
 Arrow, K. J. (1951/1963) *Social Choice and Individual Values*, 2nd ed., New York: Wiley.  
 Arrow, Sen and Suzumura (2002) *Handbook of Social Choice and Welfare*, Elviesier.  
 Cohen, G. A. (1989) "On the Currency of Egalitarian Justice," *Ethics*, Vol. 99, No. 4, pp. 906-944.  
 Cohen, G. (1997) "Where the Action is: On the Cite of distributive Justice," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 26, No. 1, pp. 3-30.  
 Debrue (1959) *Theory of Value*, Wiley, New York.  
 Gotoh, R (1994) Modeling of Rawls' Difference Principle by Weighting Common Sense Precepts of Justice, *IkkyoRonso*, Hitotsubashi University (in Japanese).

- Gotoh, R. (2002) *The Economic Philosophy on Justice: Rawls and Sen*, Toyo KeizaiShinpo-sha, in Japanese.
- Gotoh R. and P. Dumouchel (eds.) (2009) *Against Injustice — A New Economics of Amartya Sen*, Cambridge: Cambridge University Press, 317. (後藤玲子監訳『正義への挑戦 — アマルティア・センの新地平 —』2011, 晃洋書房).
- Gotoh R. (2013) "Arrow, Rawls and Sen — The transformation of Political Economics and the Idea of Liberalism —," Dumouchel P. and R. Gotoh (eds.) *Social Bonds and Freedom*, Berghahn Books.
- Foley, D. (1967) "Resource Allocation and the Public Sector," *Yale Economic Essays*, Vol. 7, No. 1 pp. 45-98.
- Pazner, E. and D. Schmeidler (1978) "Egalitarian Equivalent Allocations: A New Concept of Economic Equity," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 92, No. 4 pp. 671-687.
- Kolm, S.-C. (1972) *Justice et Equite*, Paris: Editions du Centre, National de la Recherche Scientifique (translated by H. F. See, Justice and Equity), Cambridge, Mass: MIT Press, 1997.
- Hayek, F. (1960) *The Constitution of Liberty*, University of Chicago, Routledge Classics 2006.
- Pogge, T. (2002) "On the Site of Distributive Justice: Reflections on Cohen and Murphy," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 29, No. 2, pp. 137-169.
- Rawls, J. (1955/1999) "Two Concepts of Rule," reprinted in *Collected Papers* (ed. by Freeman, S., 1999, Cambridge, Harvard University Press pp. 20-46).
- Rawls, J. (1971a) *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Rawls, J. (1971b) "Justice as Reciprocity," in Samuel Gorowitz ed. *John Stuart Mill: Utilitarianism, with Critical Essays*, reprinted in *Collected Papers* (1999, pp. 190-224).
- Rawls, J. (1974) "Maximin, Uncertainty, and the Leisure Trade-Off: Reply to Alexander and Musgrave," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 88 No. 4, pp. 633-655.
- Rawls, J. (1975) "A Kantian Conception of Equality," *Cambridge Review*, Vol. 96, pp. 94-99, reprinted in *Collected Papers* (1999, pp. 254-266).
- Rawls, J. (1980) "Kantian Constructivism in Moral Theory: The Dewey Lectures," *The Journal of Philosophy*, Vol. 77, No. 9, pp. 515-572.
- Rawls, J. (1982) "Social Unity and Primary Goods," In Sen and Williams, eds., *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 159-185.
- Rawls, J. (1999) *The Law of Peoples*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Rawls, J. (2000) Lectures on the History of Moral Philosophy, ed., B. Herman: Cambridge, Harvard University Press (久保田顕二・下野正俊・山根雄一郎訳『ロールズ哲学史講義 下』, 2005, みすず書房). ただし, 引用は原文.
- Sammuelson, P. A. (1947/1983) *Foundations of Economic Analysis*, Cambridge, MA: Harvard University Press
- Sen, A. K. (1966) "Labour Allocation in a Cooperative Enterprise," *Review of Economic Studies*, Vol. 33, No. 4, pp. 361-371.
- Sen, K. A. (1970) *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco: Holden-Day.
- Sen, A. K. (1980) "Equality of What?" *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. 1, pp. 197-220. Salt Lake City: University of Utah Press (reprinted in 1997, *Choice, Welfare, and Measurement*, pp. 353-369, Oxford: Blackwell).
- Sen, A. K. (1985) *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland.
- Sen, A. (1993) "Positional Objectivity," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 22, No. 2, pp. 126-145. (reprinted in Sen, 2002a, pp. 463-483)
- Sen, A. K. (1999a) *Reason Before Identity, The Romanes Lecture for 1998*, Oxford University Press.
- Sen, A. K. (1999b) *Development as Freedom*, New York: Alfred A. Knopf
- Sen, A. K. (2000) "Consequential Evaluation and Practical Reason," *The Journal of Philosophy*, XCVII, Vol. 97, No. 9, pp. 477-502.
- Sen, A. K. (2002a) *Rationality and Freedom*, Cambridge: Harvard University Press.
- Sen, A. K. (2002b) "Open and Closed Impartiality," *The Journal of Philosophy*, XCIX, Vol. 99, No. 9, pp. 445-469 [Sen (2009)に再録].
- Sen, A. K. (2009) *The Idea of Justice*, Allen Lane, Penguin Books.
- Sen, A. K. and B. Williams, eds. (1982) *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge University Press.
- Tamanaha, B. Z. (2004) *On the Rule of Law*, Cambridge University Press.
- Van Parijs, Philippe (1995) *Real Freedom for All: What (If Anything) is Wrong with Capitalism*, Oxford University Press (後藤玲子・齊藤拓訳『ベーシック・インカムの哲学』, 2009, 勁草書房).